

**チャイルドシートなどの
育児用品購入費の一部を助成**

- 対象品目／チャイルドシート(ジュニアシート含む)・ベビーカー・ベビーベッド
- 対象者／有田川町内に住所を有する6歳未満の児童の保護者であり、購入および申請時に有田川町内に住所を有する保護者
- 助成額／購入した費用の半額(上限1万円)
- ※お子さま1人につき、対象品目のうちいずれか1品につき1回限り
- 申請時に必要なもの
 - ・印鑑
 - ・申請者名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード
 - ・領収書(申請者氏名、購入商品名、金額、購入日が記載されたもの)
 - ※宛名が苗字のみの場合、またはレシートは不可
 - ・安全基準を満たしていることが確認できるもの(チャイルドシートのみ)

問 金屋庁舎やすらぎ福祉課

● 昨年年度、本事業へのアンケートにご協力いただいた皆さま、ありがとうございました。

**チャイルドシート・
ジュニアシート貸し出します**

- 対象者／6歳未満の児童を養育する有田川町内に住所を有する保護者
- 注意事項
 - ・在庫に限りがあるので、在庫があ

るときのみに限られます。
返却時には、次に借りる方が気持ちよく使用できるよう、クリーニングなどの清掃処理の上、今後の使用および衛生上問題のない状態にしてください。

問 金屋庁舎やすらぎ福祉課

第3子以降の出産で祝い金を支給

- 対象者／次の要件を満たしている母親
 - ①第3子の出産前および出産後それぞれ1年以上の間、有田川町に住み票があり実際に居住しており、今後も定住する意思があること。
 - ②基準日(第3子出生日の1年後)に3人以上の子を養育していること。
- なお、第1子および第2子が実子ではなく夫の連れ子などである場合は養子縁組をしていることが要件。
- ※対象と思われる方には案内文を送付します。
- 支給額／25万円

問 金屋庁舎やすらぎ福祉課

児童扶養手当

● 父母の離婚や死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童(※)が育成されるひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的とし

手当支給月額	
児童1人目	
全部支給	4万2,910円
一部支給	4万2,900円～1万120円
児童2人目	
全部支給	1万140円
一部支給	1万130円～5,070円
児童3人目	
全部支給	6,080円
一部支給	6,070円～3,040円

● 支給される手当です。
(※)18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者または、20歳未満で一定の障害のある者

- 手当を受けるには必要書類を添えての申請が必要です。申請者や生計同一の扶養義務者の所得状況によって支給制限があります。
- ※請求者または児童が公的年金などを受給している場合は、その公的年金給付などの額が児童扶養手当の額より低いとき、その差額分の児童扶養手当を受給することができます。
- 次の場合は手当を受けることができません
 - ①児童や父(母)などが日本国内に住んでいないとき。
 - ②児童が里親に委託されたり、児童福祉施設などに入所したりしているとき。
 - ③父(母)が婚姻しているとき(婚姻の届け出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある

● 和歌山県健康推進員養成事業を受け、平成31年度健康推進員養成講座を開講します。
健康づくりの基礎知識を学び、一緒に楽しく活動を始めませんか?
●健康推進員とは／家族や地域住民への「健康づくり」に関する啓発活動を担う人のこと

健康

**一緒に「健康づくり」を始めませんか?
平成31年度健康推進員募集**

- 時を含む)。
- ④請求者が父(母)の場合、児童が母(父)と生計を同じくしているとき(父(母)障害該当の場合を除く)。

問 金屋庁舎やすらぎ福祉課

- 実施日時
 - ・1クール目／7月26日(金)・8月2日(金) 13時30分～16時
 - ・2クール目／8月29日(木)・9月5日(木) 13時30分～16時
- ※いずれかを選択
- 場所／有田振興局3階大会議室(湯浅町湯浅2355-1)
- 受講料／無料
- 定員／20人(先着順)
- 申込受付期間／4月1日(月)～5月31日(金)
- 申し込み方法／電話または窓口

問 金屋庁舎健康推進課